

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

デイサービスセンター 夢ふうせんラポール

重要事項説明書

当デイサービスの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明いたします。

株式会社エムリンクオホーツク

認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 エムリンクオホーツク
- (2) 法人所在地 北海道常呂郡佐呂間町字北 3 0 2 番地の 1 0
- (3) 電話番号 0 1 5 8 7 - 2 - 1 1 2 3
- (4) 代表者名 代表取締役 児玉 公德
- (5) 設立年月日 平成 2 7 年 2 月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 認知症対応型通所介護事業所
介護予防認知症対応型通所介護事業所
平成 2 7 年 4 月 1 日指定、0 1 9 5 1 0 0 1 0 2
- (2) 事業所の名称 株式会社エムリンクオホーツク
デイサービスセンター**夢ふうせんラポール**
- (3) 事業所の所在地 北海道紋別市落石町 5 丁目 4 - 1 3
- (4) 電話番号 0 1 5 8 - 2 6 - 2 8 0 0 (代表)
- (5) 事業所管理者氏名 鈴木 広美
- (6) 開設年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日
- (7) 通常の事業実施地域
◎介護給付～紋別市全域 ◎予防給付～紋別市全域
- (8) 営業日及び営業時間
営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、年末年始の 1 2 月 3 1 日～1 月 3 日は除く。
営業時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分とする。
サービス提供時間 午前 9 時 0 0 分～午後 4 時 3 0 分とする。
- (9) 利用定員 1 2 名とする。(介護予防通所者を含む)

3. 事業所の運営方針

①利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活の支援及び機能回復訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

②事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、認知症対応型通所介護サービス及び介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供するため、次の職員を配置しています。

職 種	配置職員	指定基準	
1 管理者	1名		介護員兼務
2 生活相談員	2名	1 名	
3 介護職員	2名以上	2名以上	
4 機能訓練指導員	1名	1名	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して次のサービスを提供します。

(1) 介護保険の対象となるサービス

〈サービスの概要〉

食事 ・食事の準備や介助を行います。栄養並びにご利用者の嗜好や身体の状態に考慮した食事を提供します。

入浴 ・ご利用者の心身の状態に応じて入浴の介助を行います。

排泄 ・心身の状態に応じて、適切な介助を行うと共に、排泄の自立に向けた支援を行います。

健康管理 ・血圧、検温などの健康チェックや健康相談を行います。

送迎 ・希望により、自宅と事業所間の送迎を行います。

※個別機能訓練 ・心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を行います。

※口腔機能の向上・口腔機能改善のため、適切なケアを実施いたします。

(※は必要に応じてケアプランに立案されている利用者)

(デイサービス利用中のプログラム)

時 間	プログラム	内 容
9:00	到着	乗用車を使って30分から40分程で到着します。
9:15	健康チェック	血圧・脈拍・体温などお計りしながら、本日の体調を確認します。 必要に応じて、健康に関する相談に応じます。
9:30	朝礼 体操	本日の予定などをお知らせします。
9:40	入浴 (趣味・レク等)	2～3人規模の浴槽で、順次入浴していただきます。 入浴をされない方、終わった方には、趣味の活動や製作活動を行います。
10:00	個別機能訓練	集団での運動が難しい方には個別の対応を致します。
12:00	昼食 口腔ケア 休憩（又は午睡）	配膳等の出来る方は、生活リハビリとして職員と一緒に行っていただきます。 昼食後には口腔ケアを行います。
13:45	趣味活動など	趣味の活動（カラオケ、花札、オセロ、トランプ、手工芸など） 製作活動、おやつ作り、計算・パズルなどの脳トレ
15:00	午後の体操	体の動きを良くする体操です。
	おやつ	おやつと飲み物でゆったりとした時間を過ごしていただきます。
	集団レクレーション	体を動かすゲームや脳トレゲーム、歌唱など 集団での活動が難しい方には個別の対応を致します。
16:15	帰宅準備	
16:30	送り	連絡帳をお返しした後、お宅までお送りします。

* 原則として上記のプログラムを一日の流れとしておりますが、ご利用者のその日の体調、状況等により流動的なものとしております。

〈介護給付サービス利用料金 1日につき〉

利用料金は介護保険法に基づくご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から利用者負担割合に応じた額をお支払い下さい。

下記の料金表は1割の自己負担分利用料金となっています。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	992円	1100円	1208円	1316円	1424円

※上記利用料金に、ご契約の内容により次の利用料金が加算されます。

入浴加算（一般浴）	個別機能訓練加算	口腔機能向上加算
400円（1回）	270円（1回）	150円（月2回×3ヶ月）

〈予防給付サービス利用料金 1日につき〉

要介護度	要支援1	要支援2
利用料金	859円	959円

※上記利用料金に、ご契約の内容により次の利用料金が加算されます。

入浴加算（一般浴）	個別機能訓練加算	口腔機能向上加算
400円（1回）	270円（1回）	150円（月2回×3ヶ月）

（若年性認知症利用者受け入れ加算） 60円/1回

（介護職員処遇改善加算）介護職員の処遇を改善するための加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ 利用者負担：利用料金の合計の10.4%利用者負担割合分

介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 利用者負担：利用料の合計の2.4%利用者負担割合分

介護職員等ベースアップ等支援加算 利用者負担：所定の単位数に2.3%加算

科学的介護推進体制加算 40円

（通所介護送迎減算）事業所が送迎を行わないとき -47円/片道

（同一建物に居住する利用者に係る減算） -94円/日

※減算の対象：通所介護事業所と同一の建物に居住する利用者及び同一建物から通所する利用者に限られる。

※例外的に減算の対象とならない場合：疾病等により、一時的に送迎が必要と認められ

る利用者に対して送迎を行った場合は例外的に減算の対象とならない。疾病等により一時的に歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難な者に対し、2人以上の従業者が往復の移動を介助した場合。

※利用したサービスの費用について、ご契約者が要介護認定を受けていない場合にはサービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護の認定後、負担割合に応じた自己負担額を除く金額が介護保険より払い戻されます（償還払い）。又ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記録した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険の支給限度額を超える通所介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス料金の全額がご利用者の負担となります。

② 食事の提供にかかる費用

ご利用者に提供する食事の材料費や調理などにかかる費用

1食650円(おやつ代含む)

行事等での特別食や仕出し、外食をした場合

実費

③ レクリエーション・クラブ活動

レクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことにより、特に材料費等が必要となる場合

実費

④ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担して頂く事が適当であるものに係る費用を負担して頂きます。

おむつ代

実費

その他消耗品

実費

⑤ サービス時間を超える時間延長

延長は営業時間内とさせていただきます。

1 時間 500 円

※経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合は、相当な額に変更することがあります。その場合は事前に変更の内容と事由についてご説明します。

(3) 利用料金の支払い方法

前期(1)、(2)の料金・費用については、1ヶ月毎に計算した「請求書」を、翌月10日以降にお届けします。ご利用者は次のいずれかの方法で20日までに、事業所にお支払い下さい。

① りそな銀行による自動引き落とし

②現金でのお支払い(当事業所の窓口までお願いします。)

(4) 利用の中止・変更・追加

①ご利用日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービス介護予防通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合には、実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

③介護給付の場合は利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の10%

6. サービス提供の記録の保存と情報公開

サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後2年間保存します。

その記録はご利用者の求めがあれば当施設にて閲覧できます。

7. 守秘義務及び個人情報の保護

事業所及び全ての職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族

に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、本契約が終了した後に置いても継続します。

事業者は、ご利用者から予め文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、ご利用者及びご家族の情報を用いません。

8. 緊急時の対応

ご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送などの必要な処置を取ります。

また、事故発生時はご利用者のご家族、市町村に対して連絡を行う等の必要な措置を行い、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。

9. 非常災害対策について

(1) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従事者は利用者の避難など適切な措置を講じます。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関などの連携方法を確認し、災害時には避難などの指揮をとります。

(2) 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

10. 高齢者虐待防止

ご利用者の人権擁護・虐待防止の為に、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修などを通して全ての職員の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 職員が支援に当たっての悩みや苦勞を伝達できる体制を整えるほか、職員がご利用者などの権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 1. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受け付け担当者 岩戸 睦美
受付時間 平日 9時30分～17時
電話番号 0158-46-3219（代表）
FAX 番号 0158-46-3218

苦情があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し事実関係の聞き取りや事情の確認を行い、ご利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を担当者と共に検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応の内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共にご利用者への対応を含めた結果報告を行います。

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

◎紋別市地域包括支援センター 紋別市大山町1丁目34-2
TEL 0158-23-1232
◎紋別市役所保健福祉部 紋別市幸町2-1-18
介護保険課管理係 TEL 0158-24-2111（代表）
◎国民健康保険団体連合会 札幌市中央区南2条西14丁目
総務部介護保険課苦情処理係 TEL 011-231-5161（代表）
◎北海道社会福祉協議会 札幌市中央区2条西7丁目1番地
運営適正化委員会 TEL 011-204-6310（代表）

1 2. 第三者による評価の実施状況

第三者評価の 実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	なし		

令和 8 年 月 日

認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に際し、
本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

株式会社エムリンクオホーツク 認知症対応型通所介護事業所
介護予防認知症対応型通所介護事業所
デイサービスセンター**夢ふうせんラポール**

説明者 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型通所介護サービス及び指定介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者住所

氏名 _____ 印

代理人住所

氏名 _____ 印